

Feature

特集

番号制度と情報連携

内閣官房社会保障改革担当室／番号制度の概要とその活用について

番号制度を知る

内閣官房社会保障改革担当室 内閣参事官 金崎 健太郎

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法とその関連法案が昨年5月に成立し、公布された。新たにスタートすることとなった番号制度は、社会保障・税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平で公正な社会を実現するための極めて重要な社会基盤である。平成28年1月の番号の利用開始、29年1月の国の機関間での情報連携の開始、同年7月の地方公共団体との情報連携の開始に向けて、国、地方自治体等における制度開始に向けた準備がいよいよ本格化する。

1 番号制度導入の趣旨

我が国においては、これまで諸外国で導入されている国民IDに相当する個人を識別する統一的な番号は存在せず、行政、民間の各機関が保有する国民の情報は、それぞれの保有機関が別個に管理してきた。その結果、年金における基礎年金番号、医療保険における被保険者証記号番号のように、個人の情報を特定する番号は制度、組織ごとに多数存在している。そのため、各種手当の申請をするにあたっては個人が関係機関を回って証明書類を入手し、それを添付することが必要であるなど国民と行政の両者にとって過重な負担が生ずる一方で、行政機関内部

での情報連携が不十分であることから、本来受けることができる給付を受けられない、反対に本来給付を受けることができないにも関わらず不正に給付を受けるなど、社会保障分野における公正の確保が万全でない状況が生じている。

番号制度の導入により、国の行政機関、地方公共団体等が保有する個人の情報を、同一人の情報であるという確認を行うことが可能となるほか、それらの機関同士が情報照会、提供を行うことが可能となる。その結果、社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報について、申請者が窓口で提出する書類が大幅に削減される等、国民の利便性が向上することが見込まれるほか、社会保障や税に係る行政事務の効率化が図られることとなる。一方、番号の活用により正確な所得把握が可能になることから、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られることとなり、福祉給付において真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能になるほか、災害時における被災者等への積極的な支援への活用も期待されることである。

より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかに、かつ的確に提供される社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会を実現するため、国民の個人情報保護にも十分配慮しながら導入されるのがこの番号制度である。

2 番号制度の概要

番号制度においては、①すべての個人、法人等に対し悉皆性のある唯一無二の番号を導入し、②個人の情報を保有、活用する複数の機関間での情報連携を可能とするとともに、③番号とそれを記載した個人番号カードの活用により本人確認を行うことのできる仕組みを構築する（図-1）。

(1) 個人番号、法人番号の付番

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときには、速やかに個人番号を指定し、通知カードによって本人に通知しなければならない。個人番号の付番対象者は全住民（住民票コードが住民票に記載されている日本国籍保有者、中長期在留者、特別永住者等の外国人）である。個人番号を指定するにあたっては、市町村長はあらかじめ、番号生成機関である地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求めることとなる。なお、これら個人番号の付番に係る市町村の事務は法定受託事務とされている。

一方、法人等に対しては、国税庁長官が法人番号を指定し通知する。法人番号の付番対象は国の機関及び地方公共団体、登記簿に記録された法人等、法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人、国税や地方税の申告納税義務や法定調書の提出義務等を有する法人である。

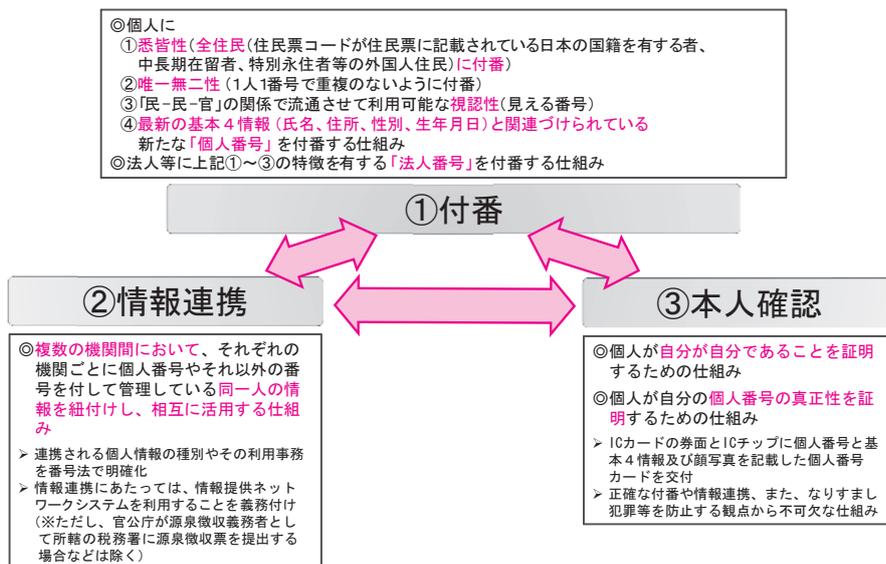
個人番号については、不正使用の恐れがあると認められるときには、市町村長が個人の請求または職権により、新たな番号を指定、通知することによって変更することが可能である。一方、法人番号については変更ができない番号となる。

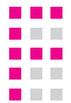
個人番号の利用分野は、番号法の別表1に規定される社会保障、税、災害の分野における行政事務と、社会保障、地方税、防災、その他これらに類する事務で市町村が条例で定めた事務に限定される。よってこれら以外の事務を目的として個人番号の収集・保管等を行うことは法令違反として罰則の対象となることに留意が必要である。一方、法人番号については利用分野についての制限はなく、官民を問わず様々な分野での利活用が可能である。

(2) 情報連携

個人の情報を保有、活用する複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号を付して管理している個人の情報を紐付けし、相互に活用するための情報提供ネットワークシステムを整備する。この情報提供ネットワークシステムは、情報連携を行うために利用が義務付けられる情報連携基盤であり、我が国における重要な社会インフラとなるものである。情報連携の対象として機関間で情報照会や提供ができる個人情報の種別、その利用事務

図-1 番号制度の仕組み





は番号法の別表2に個別に限定列挙されているため、それ以外の情報のやり取りを行うことはできないが、地方公共団体が個人番号を条例で定めて独自利用している場合の情報照会・提供については、

- ・地方公共団体内の同一機関（例えばA市福祉課→A市税務課）で法律または条例に定めた利用事務同士（例えばA市独自の乳幼児医療費助成事務を条例指定しており、それに関して所得情報の照会・提供を行う場合）であれば、利用可能
- ・地方公共団体内の他の機関（例えばA市教育委員会→A市税務課）との間で、条例に定めた利用事務（例えばA市独自の就学支援金支給に関する事務を条例指定しており、それに関して所得情報の照会・提供を行う場合）については、情報連携できる旨を条例で定めた上で、利用可能
- ・地方公共団体が、他の地方公共団体や国の機関等（例えばA市市営住宅課→B市税務課）との間で、条例に定めた利用事務（例えばA市独自の市営住宅管理事務を条例指定しており、それに関してB市税務課に所得情報の照会・提供を行う場合）については、特定個人情報保護委員会規則に定めた上で、利用可能

といった取扱いとなることから留意が必要である。

一方、国民が、自分の情報がいつ、どの機関からどの機関に対して、どのような事務のために情報照会・提供されたのかを確認できる情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）が設置されることとなっている。

このマイ・ポータルには、情報提供等記録の開示機能のほか、行政機関が保有する自分の個人情報について確認する機能（自己情報表示機能）や、行政機関等からのお知らせを受け取る機能（プッシュ型サービス機能）も盛り込まれる予定である。

（3）本人確認

市町村長は、法定受託事務として、個人からの申請により、顔写真のついた個人番号カードを交付する。この個人番号カードは、本人確認や番号確認の

ために利用が可能である。

個人番号カードには、本人の顔写真のほか、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載される予定であるが、あわせてカードに格納されたICチップにも券面記載事項等が記録されることとなり、個人番号カードのみで本人確認と個人番号の真正性の確認を行うことが可能となる。なお、カードを盗まれたり、落としたりしたときの情報漏洩への懸念にも配慮して、個人番号カード（ICチップ）にはプライバシー性の高い個人情報は記録されないほか、ICチップの空き領域を活用して、市町村が地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に活用することが可能である。市町村の創意工夫によって、個人番号カードの活用場面は飛躍的に拡大する可能性がある。なお、個人番号カードに搭載される公的個人認証には、インターネット上の安全なログイン手段としてマイ・ポータルのログイン手段としても活用が想定される利用者証明用電子証明書の機能が搭載される予定であり、幅広い用途での利用が期待される。

（4）特定個人情報保護評価と特定個人情報保護委員会

欧米で行われているPIA(Privacy Impact Assessment)を参考に、地方公共団体を含めた、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱う機関においては、事前に個人のプライバシーや特定個人情報への影響を評価し、適切な保護措置を講じるなどの対応を行う、特定個人情報保護評価の仕組みが導入される。また、特定個人情報の適正な取扱いに関する指導・助言等を任務とする特定個人情報保護委員会が、独立性の高い第三者機関として設置される。特定個人情報保護委員会は、行政機関や地方公共団体、民間事業者などの個人番号を取り扱う者に対し、個人番号の適正な取扱いに関して必要な指導・助言を行うほか、法令に違反した場合には勧告・命令や、必要な限度で立入検査を行うことができる権限を有している。

3 自治体における番号制度の活用方法

(1) 個人番号や個人番号カードの独自利用

これまで見たように番号制度においては、個人情報に対する配慮から個人番号の利用、情報連携の対象情報、対象事務について法律により厳格な限定列举主義が採用されている一方で、自治体が一定の分野について条例で定める事務に活用する場合には個人番号の利用や情報連携が可能となるとされており、自治体の独自施策に対応した活用が可能となるような制度設計がなされている。また個人番号カードについても、空き領域を活用した独自利用を条例によって定めることが可能となることから、例えば図書館カードや福祉カード、印鑑登録証といった他の行政サービス機能を盛り込むことによって、カードの利用範囲と利便性は格段に向上する余地がある。個人番号カードが公的個人認証機能によるマイ・ポータルへのログイン手段として活用されることもあわせると、個人番号カード機能の活用は、マイ・ポータルにおけるプッシュ型サービスや各自治体において展開されている電子申請サービスとあわせて、これからの自治体サービスの利便性を大きく向上させる可能性を秘めたものであると言える。

(2) 行政事務効率化の契機に

番号制度の導入にあたって自治体では、まずは個人番号や法人番号を利用する事務の洗い出しや独自利用の可能性の検討、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に対応するための情報システムの整備改修等について検討する必要があるが、それは既存の行政事務処理のあり方を見直し、より効率的にしていくための絶好の機会でもある。自治体行政においては、事務処理の方法や情報システムの整備手法等について、個々の団体においてその実態が異なるのが常であるが、番号制度の導入を機に、個々の事務の処理の仕方について住民利便性や行政効率性の観点からの点検と見直しを行い、真に住民

本位のサービスを提供する事務処理を実現する契機としたいものである。一方、情報提供ネットワークシステムへの接続に対応するための情報システムの整備改修等の検討にあたっては、従来様々な要因から早急に進めることが困難であった自治体クラウド化の推進など、効率的で効果的な整備手法の検討を行う契機となり得るものと思われる。

4 今、自治体に求められること

(1) 番号制度導入へのロードマップ

番号制度導入に向けて自治体に取り組まなければならないことは多いが、そのスケジュールに余裕が少ないことは図-2のとおりである。昨年8月には総務省から情報システム整備改修等を含めた番号制度の導入についてのガイドラインが出され、9月以降すべての都道府県において市町村担当者向けの説明会が開催された。また内閣官房では、市長会や町村会の協力も得ながら、番号制度の概要と市町村が取り組むべき事項について市町村長へ直接説明をする機会の確保にも努めてきたところである。内閣官房においては、これからも引き続き、地方公共団体への支援や情報提供に取り組んでいく。

(2) 今、自治体に求められる対応

市町村、都道府県において直ちに求められる対応としては、次のとおりである。

① 番号制度の導入に向けた体制整備

番号制度の導入にあたり各種準備が必要になる部門は、個人番号の通知や個人番号カードの交付業務を行う部門、個人番号・法人番号を住民サービスに利用する社会保障給付や地方税の徴収等を行う部門、職員向けの給与の源泉徴収票の発行や共済の資格取得・喪失に係る業務を行う部門など幅広い部門に及ぶ。さらには先に述べた条例による個人番号や個人番号カードの独自利用の検討と条例化、情報提供ネットワークシステムへの対応のための情報システムの整備改修、特定個人情報ファイルの保有にあ

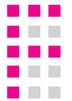
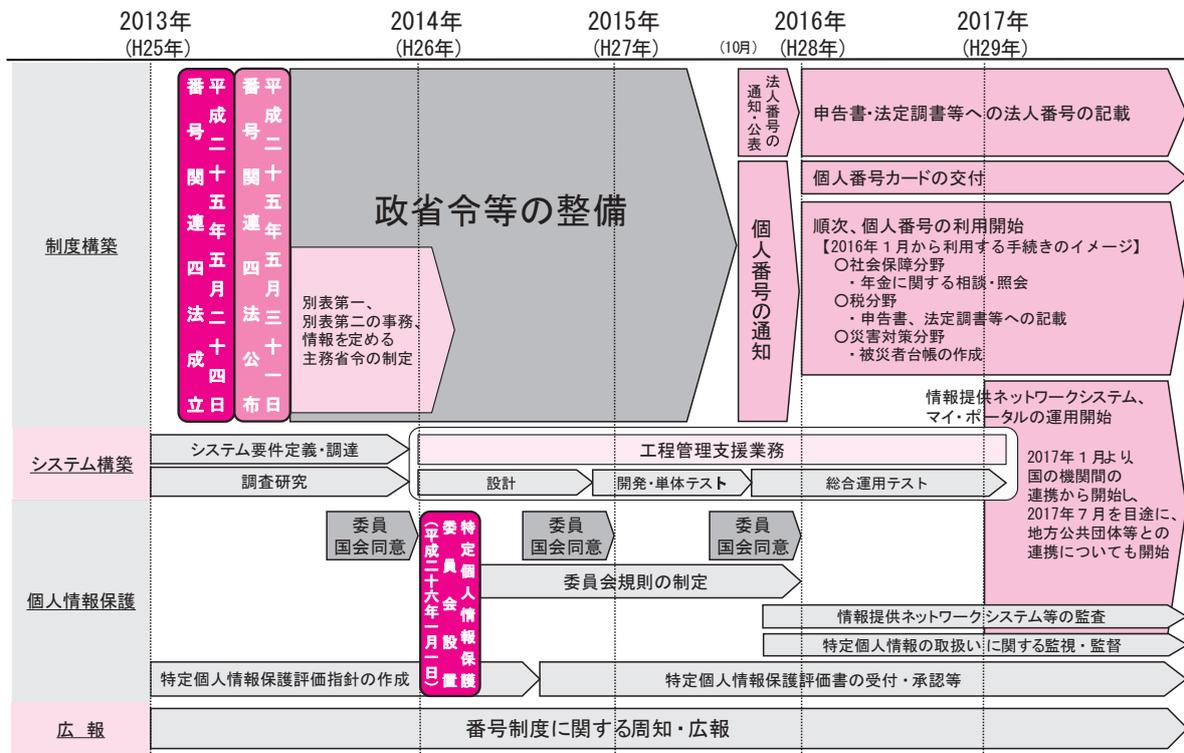


図-2 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案)



たり実施が義務づけられる特定個人情報保護評価の実施等への対応も含めると、番号制度導入に向けた準備を円滑に進めるためには、全庁の準備事項や対応状況を一元的に把握し、関係部門間の調整を行い、全体的なスケジュール管理を行う番号制度担当部署の設置が不可欠である。また、市町村のこれらの対応を支援し、適切な助言を行う都道府県における担当部署の設置も早急に望まれる。

② 情報システムの整備改修

地方公共団体において実施することが必要な情報システムの整備改修は、(a) 市町村が新たに行う個人番号の通知、個人番号カードの交付等に対応するためのもの、(b) 情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携に対応するためのもの、(c) 社会保障給付や税の賦課徴収などの行政サービスに対応するためのもの、(d) 職員の給与支払いや共済関係の事務で個人番号や法人番号を利用するためのもの、に大別される。

(a)については平成26年度中に住民基本台帳システムの改修を行い、27年度から運用テストを行う必要がある。(b)については27年度までに個人情報の副本の保存管理を行うための中間サーバーを整備し、中間サーバーに情報連携の対象となる情報を登録できるよう準備を進める必要がある。さらに(c)、(d)については27年度までにシステムの整備改修を行う必要がある。

③ 条例の見直し・整備

番号法においては、地方公共団体が番号法の趣旨を踏まえ、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされており、各地方公共団体の個人情報保護に関する条例等について、番号法の各規定との整合性を確保するための見直しを検討する必要がある。

先に述べた個人番号や個人番号カードの独自利用に係る条例制定の検討とあわせて、番号の利用開始に向け、これらの条例改正を行っておく必要がある。